

温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務

190百万円（174百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

2010年（平成22年）12月に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）においては、2020年（平成32年）までの温室効果ガス削減に関するカンクン合意に関し、測定、報告、検証（MRV）の強化の一つとして、国別報告書及び隔年報告書の作成とこれらの専門家による技術的な審査及び多国間の国際的な評価を行うこととされた。次期国別報告書及び第1回隔年報告書の提出期限は2014年（平成26年）1月である。

また、2013年（平成25年）以降の温室効果ガスインベントリにおいて適用される新ガイドラインでは、対象ガスが新たに加わるなど、温室効果ガス算定方法の再構築が求められている。

我が国としては、新ガイドラインに対応しつつ、正確な温室効果ガスの排出量の把握に努めるとともに、国際的なMRVの強化に対して主導的な対応を図っていくことで、京都議定書第一約束期間が終了する2013年（平成25年）以降においても、温室効果ガス排出削減を着実に達成する姿勢を示していく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

COPによって定められるガイドライン等に基づき、温室効果ガス排出量の削減のための政策やその成果、将来予測等についての整理を行い、国別報告書及び隔年報告書を作成するとともに、国際的な評価や技術的審査の準備、対応を行う。また、新ガイドラインの対応に向けた温室効果ガス排出量算定方法の検討を行う。

3. 施策の効果

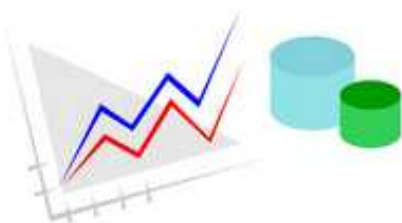
新ガイドラインへの移行後も正確な温室効果ガス排出量が算定されるとともに、京都議定書第一約束期間が終了する2013年（平成25年）以降においても、我が国における温室効果ガス排出削減を着実に達成する姿勢を、国内外へ示すことができる。

。

温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務

気候変動枠組条約第16回締約国会議(H22.12)

MRV(測定、報告、検証)の強化



温室効果ガスインベントリ (毎年、提出)

- ◆ 新ガイドライン適用**NEW**
- ◆ 対象ガス追加**NEW**
- ◆ 算定方法の精緻化 など

隔年報告書**NEW** (第1回:H26.1提出)

- ◆ 緩和行動の成果
- ◆ 温室効果ガス排出量の将来予測
- ◆ 途上国の支援 など

国別報告書

(次回:H26.1提出)

- ◆ 国家情勢
- ◆ 政策・措置
- ◆ 気候変動の影響
- ◆ 技術開発 など

確実な報告

審査の準備、対応

【施策の効果】

- 温室効果ガス排出量等の精緻化・正確化
- 我が国における2013年以降の排出削減への姿勢を国内外へ示す